

審議結果

審議会等名称	第 69 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和 7 年 6 月 6 日（金曜日） 10：00 ～ 11：15
開催場所	県庁新庁舎 9 階 議会第 8 会議室（オンライン会議併用）
出席者	小野 真由美、小向 太郎【副会長】、齋藤 宙也、鈴木 達也、 寺田 麻佑、友岡 史仁、鳥越 真理子、人見 剛【会長】、山 本 龍彦 事務局（情報公開広聴課長ほか 5 名）
次回開催予定日	未定
所属名、担当者名	政策局政策部情報公開広聴課 塩野、古屋
掲載形式	議事録全文
議事録概要とした理由	－

審議経過

第 69 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

- 1 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について
- 2 学校と警察との情報連携制度の運用状況について
- 3 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について
- 4 「行政文書公開請求権の濫用への対応指針（案）」について

会議記録

- 1 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について

○人見会長 まず、議題（１）「住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の

措置状況及び遵守状況について」です。こちらは、毎年度審議会で報告を受けている事項です。住基ネットに係る案件の事務局は、市町村課となりますので、事務局から報告をお願いします。

【市町村課が資料 1 により説明】

- 人見会長 ありがとうございます。ただいまの報告について、委員の皆様からご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。
- 小向副会長 資料 1 の参考 1、運用面の監査における指摘事項の 3 つ目について、廃棄済みの媒体として SD カードリーダーと記載されています。カードリーダーは媒体ではないと思うのですが、これは SD カードの誤りでしょうか。
- 市町村課 たしかにカードリーダーは媒体ではないのですが、所属では媒体として管理していたため、このように記載しております。ただ、カードリーダーそのものに情報を保存しているわけではありませんので、軽微な指摘事項と判断したものです。
- 小向副会長 趣旨は分かりました。カードリーダーが媒体であるという記載には違和感を持つ方も多いと思いますので、念のため確認させていただきました。
- 人見会長 厳密には、カードリーダーは媒体ではありませんが、この記載は、廃棄済みの SD カードリーダーの廃棄記録が確認できなかった、という趣旨であるということで承知しました。
- 人見会長 他にご質問やご意見等はございますか。
- 人見会長 この件は報告事項ですので、この程度にさせていただきたいと思います。

2 学校と警察との情報連携制度の運用状況について

- 人見会長 次に、議題（２）「学校と警察との情報連携制度の運用状況について」です。こちらにも、毎年度審議会で報告を受けている事項です。ご質問に、よりの確に回答するため、所管課の職員を呼んでおりますので、所管課から報告をお願いします。

【学校支援課が資料 2－1 及び 2－2 により説明】

- 人見会長 ありがとうございます。ただいまの報告について、委員の皆様からご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。
- 人見会長 この件は報告事項ですので、この程度にさせていただきたいと思います。

3 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について

○人見会長 次に、議題（３）「個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について」です。個人情報ファイル簿・事務登録簿の新規登録等について、事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料３により説明】

○人見会長 ありがとうございます。ただいまの報告について、委員の皆様からご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

○人見会長 この件も報告事項ですので、この程度とさせていただきたいと思います。

4 「行政文書公開請求権の濫用への対応指針（案）」について

○人見会長 次に、議題（４）「行政文書公開請求権の濫用への対応指針（案）」についてです。本件は、情報公開制度に関連する報告事項です。事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料４により説明】

○人見会長 ありがとうございます。ただいまの報告について、委員の皆様からご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

○友岡委員 私は東京都の審査会委員も務めており、よくある事案ということで、実施機関の悩みも共有できると思います。他方で、今回示された指針案について、基本的な方向性には同意できるところがありますが、幾つか確認事項とコメントがあります。

まず、資料４の２ページ目、「４ 請求権濫用と判断した場合の対応方針」について、公開拒否決定を行う根拠規定として条例第 10 条第 3 項が挙げられていますが、大量請求がなされた場合は第 5 項に基づき対応するように思います。第 3 項を根拠規定としているのはなぜでしょうか。

文書の量と業務支障性は、リンクしている場合としていない場合があると思います。今回の指針でいう請求権の濫用は、専ら量的な視点で整理しているという印象を受けただため、文書の量と業務支障性の関連性をどのように明確化するのが気になります。例えば、単発で 50 件程度の文書に係る公開請求がなされたとします。そして、少し時間を置いて、関連する類似事案について、同じ請求者から同じような件数の公開請求がなされたとします。この場合、実施機関から見ると、1 人の請求者が、同じ事案について繰り返し大量の文書に係る公開請求を行っているようにも思えます。他方で、

単発で見れば、大量請求と言えるかは微妙であるということになると思います。こういったケースにおいて、請求権を行使する側としては、都度考えて請求しているわけで、業務支障性という実施機関側の都合を理由として請求権の濫用と判断するのは、手続き的に問題があるように思います。こうした場合の対応を含めて、どのように考えているか教えていただければと思います。

次に、このような事案の請求者は、補正に応じない方が大半だと思います。先ほど、特定の課の資料全て、という非常に極端な例が挙げられていて、それは請求権の濫用と判断できるような気がします。ただ、補正についての話し合いの中で、請求者とコミュニケーションをとりながら請求の範囲を狭めていくというケースは出てきます。情報公開請求の重要性を踏まえると、受付時の対応はよく考えておく必要があります。特に審査請求がされるようなケースでよくあるのですが、例えば、実施機関が一度補正を求めたものの請求者が応じなかった場合、請求者が情報公開制度を理解していないと考えて請求権の濫用と判断してしまうのか、それともコミュニケーションをとりながら慎重に対応していくのか、おそらく後者だとは思いますが、その辺りも含めて、実務的にどのような状況になるのかを併せてご説明いただければと思います。

○事務局 根拠規定について、神奈川県情報公開条例第10条第5項は、対象文書が著しく大量である場合の期間延長決定、いわゆる特例延長について定めたもので、通常想定される範囲内での大量文書についてこうした決定を行う根拠条項となります。今回は、通常想定される範囲を超えた濫用的な請求についての対応を想定しておりますので、第5項は根拠規定にならないと考えています。

○友岡委員 その意味では、請求権の濫用に関する明文規定はないということですね。とすれば、解釈が必要になってきますね。

○事務局 現在の条例の規定では、公開拒否決定の根拠条項によるしかないため、第3項をお示ししているところです。

また、今後、濫用的な請求がなされた際、どのように対応していくかについて、神奈川県では、東京都と異なり、こうした請求が来たことがありません。濫用的な請求となりうるようなケースはありましたが、実施機関の通常業務が止まってしまうような請求は来ていません。そのため、どのように対応するか、具体的に想定できないというのが正直なところです。東京都は、権利濫用事案に関する答申も多く、またガイドラインでも具体的なケースが挙げられていますが、神奈川県では具体的なケースがなかなか想定できないということもあって、裁判例で示された基準を踏まえて運用していきたいと考えているところです。その上で、運用していく中で、個別のケースにおいて具体的にどのように対応していくか、深めていきたいと考えております。先ほど補正の話をしていただきましたが、裁判例を見ても、請求者がその補正にどの程度協力してくれるかということも1つの判断要素になってくると思います。実施機関が補正を求めても完全に無視されてしまう、あるいは一応補正に対して回答はするけれども、実態とし

ては請求を分割したり、請求の範囲を狭めたりといった協力はしてくれない、といった状況であれば、やはり請求権濫用と判断せざるを得ないということが、幾つかの裁判例で示されているところです。個々の請求の中で、まさに請求者とコミュニケーションをとっていくということにはなりますが、その中で個々に判断せざるを得ないというのが現状です。

○友岡委員 ありがとうございます。おそらくそういった状況かな、と思っていたところではあります。そういった意味で、東京都のガイドラインと比べてやわらかく、簡易に書かれているのかなと思います。私は東京都のガイドラインに携わったため背景事情も存じていますが、今仰っていたように、実務的には問題が解決できそうだとします。他方で、条例により認められた権利を前提として情報公開請求がありますので、権利濫用というのは非常に厳しい言葉だと思います。知る権利の問題もあると思います。そうすると、仮に訴訟になった場合に、論理をしっかりと準備しておく必要がある中で、今回示された指針が誰に向けられたものなのかが気になりました。問題が起きるのは請求の段階、あるいはその一步手前の段階です。請求権の濫用にあたるかを見極めるというより、請求権を侵害しないように対応して、それでも協力していただけない場合に初めて請求権の濫用になると思います。東京都と比較するわけではありませんが、実施機関に向けたものであるならば、こういった部分に気を付けてもらうような表現があるといいと思います。実務的な背景を踏まえた上で、そうしたことも考えるよう求めているのは、指針案のどの部分でしょうか。判断要素の、業務支障性の部分でしょうか。この指針が公表された場合、実施機関は何となく理解できるかもしれませんが、請求者が見た場合、疑義が生じるかもしれませんので、今後の対応をどのように考えるのか、最後に確認させてください。

○事務局 資料4の6ページ目にある指針案別紙の「2 害意性を判断する際の考慮事情」の1つとして、「(1) 対象文書の量が極めて膨大であることから、実施機関が請求者に対して抽出請求や分割請求によって対象文書の範囲を絞るように協力を求めたにもかかわらず、請求者が正当な理由もなくこれを拒否していること」を挙げています。まずは量が多いので協力していただけないか、ということを実施機関から請求者に求めて、それにもかかわらず全く協力の姿勢を示さないという事情があれば、そのことを、害意性を判断する際の考慮事情の1つとするということ、この部分で示しております。裁判例でも、実際にどのような投げかけをして、請求者がどのような反応を示したかというところを具体的に示しているところです。事務局としては、この辺りから、いきなり請求権の濫用と判断するのではなく、まずは請求者に一定の協力を求めていくということが見て取れると考えております。

○友岡委員 分かりました。これは、請求者に対する姿勢として見ればよいでしょうか。

○事務局 そのとおりです。

- 友岡委員 そうすると、今後の対応の指針として考えた場合、実施機関に対するメッセージ性はどのようにとらえますか。
- 事務局 実際にこうした状況に陥れば、やはり制度所管課である我々にも相談が来ると考えておりますので、その際に指針の趣旨、より具体の部分をしっかり説明して、こういう対応をしてください、今後のためにも協力を求めたり一次的な対応をしっかりとったりしてください、というところは示していきたいと考えております。
- 友岡委員 分かりました。やはりそこは情報公開広聴課がしっかりしないと、請求権の濫用であると迂闊に認めることになりかねないので、その辺りは注意する必要がある、という形で対応される予定であると理解しました。それでよろしければ、以上にさせていただきますと思います。
- 人見会長 ありがとうございます。齋藤委員からご発言をお願いします。
- 齋藤委員 過去に段ボール 200 箱分に相当する文書の請求がなされたという話がありましたが、1 箱何ページ程度で換算すればいいのでしょうか。
- 事務局 正確なページ数をお答えするのは難しいのですが、県の文書保存箱にはガバットファイルが 4、5 冊ほど入ると思います。ガバットファイル 1 冊で、おそらく文書 1,000 ページ分ほどになるかと思いますが、概算で 5,000 ページ、推測になってしまいますが、数千ページにはなると思います。
- 齋藤委員 数千ページの文書が 200 箱分あると、60 万から 70 万ページくらいになるのでしょうか。
- 事務局 1 箱あたり 5,000 ページの文書があると仮定すると、200 箱分で合計 100 万ページほどになります。
- 齋藤委員 やや少なめに見積もって、80 万から 90 万ページくらいになるということですね。それに比べると桁としては少ないですが、今、森友問題に関連して、財務省が検察庁に提出した文書の公開を遺族の方が請求されていて、報道によれば対象文書は 17 万ページほど、そこに電子的記録も加わるため、合計で 20 万ページくらいになると思われます。200 箱分にはならないのかもしれませんが、それでもそれなりの量ですし、おそらく非開示情報の該当性の判断もそれなりに時間がかかるため、財務省で専属の職員を置かないと対応し切れない案件だと思います。ただ、この請求を、請求権の濫用であるとする人は普通いないと思います。それは、今回の問題が行政の根幹に関わる重要な利害に関する内容で、公共性も高いということ、また害意性があるとも考えられないということが理由だと思います。そのため、これは、対象文書の量は多いがしっかりと対応しなければならない、という典型的な事案だと思います。一方で、たとえ対象文書がせいぜい 10 枚、20 枚程度であったとしても、やはり同じような請求を延々と繰り返す、その挙句に文書を取りにも来ないとなれば、労力はさておき、職員の精神的な負担は大きいと思います。請求がされた以上、決裁をとって準備をして、決定を行うことになりますが、決定したにもかかわらず文書を取りに来ないとなれば、極めて不毛な作

業になって、ブルシットな（無意味な、無駄な）仕事をさせられるということになるので、心理的なダメージは、むしろ害意性があるケースのほうが大きいと思います。横浜市でも、害意性を判断する際の考慮事情として（２）と（３）で挙げられたケースにあたる、あるいはそれが疑われるような事案で、請求権の濫用にあたると判断したケースがあります。訴訟になった場合、あらかじめ記録しておいた具体的な事実関係を提示して害意性の存在を主張していくことになると思いますが、害意性があると主張するほうが、裁判所も請求権の濫用を認めやすい面はあると思いますので、どちらかと言えば、害意性を重視して考えていただいた方がいいというのが個人的な意見です。

○人見会長 ありがとうございます。事務局から、いかがでしょうか。

○事務局 大変参考になります。あくまで業務支障性と害意性の総合判断というところもありますので、それらを相関的に判断していくというところは、我々も考えているところです。

○人見会長 よろしく申し上げます。今、齋藤委員からお話があったように、森友問題については対象文書の量が相当あって、超大量請求に近い案件かもしれないのですが、単なる量の問題ではなくて、業務支障性の判断にあたって考慮する事情となります。森友問題については、あるいは業務にもかなり差し支える可能性はあるかもしれませんが、やはり情報公開制度の趣旨からすると、業務上支障があっても対応する必要があるケースもあるのではないかと、という重要なご指摘だったと思います。友岡委員からも、この指針の慎重な適用という点でご指摘がありました。権利濫用の判断にあたり、新たに業務支障性と害意性という大きな枠組みに整理されたわけですが、害意性のほうがより比重が高いのではないかとというご指摘もありましたので、業務支障性についての判断については、しっかり考える必要があるだろうというご指摘だったと思います。

○人見会長 他に委員の皆様からございますか。

○小向副会長 既に友岡委員と齋藤委員からのご質問に対してお答えいただいている部分もあるのですが、新たな指針は、慎重に対応すべきだというメッセージが込められていると思います。また、事実関係を総合的に考慮するというところで、かなり解釈が難しい指針になっていると思います。現行の要綱は、現場でもある程度判断ができるような内容を志向していると思われるのに対して、新たな指針は、簡単に判断しないという趣旨の指針になっているような印象を受けます。その意味では、先ほども仰っていたように、これは請求を受けた実施機関、特定の部局が判断するよりも、やはり制度所管部署である情報公開広聴課が最初からコミットして対応を決めていくということが必要になってくると思います。おそらく、先ほど仰っていたように、こうした場合には相談や協議がされる風土になっているとは思いますが、その辺りの運用はきちんと確認をしたほうがよいと感じました。実際、どの段階かは分かりませんが、こうした事案があれば、相談には来ているということでもよいでしょうか。あまり例がないということでしたが、その辺りも少し補足していただければと思います。

○**事務局** 繰り返し同じような請求があると、実施機関から情報公開広聴課に、濫用的請求として対応できないかという質問は来ます。ただ、実際にはそれほどの量ではないという場合がほとんどなので、濫用的請求として対応するのは難しいという話をする人が多いです。実際にそういった相談は日常的に来ますので、本当に困った事態が生じた場合は、例えば今回の新しい指針案を説明しながら、事実関係の積み重ねや請求者への協力依頼など、我々から助言することもできると思うので、そういった形で対応させていただきたいと思っております。

○**小向副会長** ありがとうございます。ただ、こういったことは初動が大事ですので、トラブルになってから相談が来るというのは、いろいろな意味で望ましくないと思います。どのような形で浸透させるのがいいのかは、注意が必要だと感じました。

○**人見会長** ありがとうございます。新たな指針を現場の職員が読んでも、権利濫用の該当性について即座に判断できるような内容ではなく、非常に込み入った、難しい内容になっておりますので、おそらく、すぐに相談に来られるということになるのではないかと思います。

○**人見会長** 鈴木委員からご発言をお願いします。

○**鈴木委員** 分かりやすいご説明、ありがとうございます。現場の職員に様々な苦労があった上で、このような指針を作ろうという流れになったのでしょうかから、その流れからすると、今回のような内容の指針になってくると思います。一方で、この指針は県民にも公表することになります。例えば、何か研究しようとしている学生等、一般的な県民が、ある事項について政策決定の経緯を知りたいというときに、情報公開制度に慣れていない方は、何をどう請求していいかが分からないと思います。おそらく現場では、請求にあたってやり取りやコミュニケーションがあると思うのですが、指針として公表され、その中で、請求権濫用の判断要素のうちの1つが業務支障性で、その考慮事情の1つとして対象文書の量が挙げられていると、請求すると対象文書が大量になるかもしれないからやめておこう、と抑制的に働きかねない点が少し気になりました。1つの項目のみをもって請求権の濫用と判断するわけではなく、総合的な判断を行うという運用だということですが、初めて情報公開制度を利用するような方が、請求を躊躇しないようなメッセージ性に配慮した文言になるといいのではないかと感じました。個人的には、全て害意性の判断にあたっての考慮事情として位置付けてよいのではないかという気すらしています。対象文書の量が多いケースについても、対象文書の範囲を絞ることを正当な理由なく拒否する、ということ、全て害意性の問題としてとらえて判断してしまえば使いやすいのではないかと思います。感想ではありますが、もう少し県民に対する配慮を考えていただくとよいのではないかと思います。

○**人見会長** 事務局から、いかがでしょうか。

○**事務局** 本指針の一番の趣旨として、行政文書公開請求権が県民の知る権利を尊重する観点から認められたものであることから、これを安易に制約することは許されないと、

大前提として示しているところです。また、指針の「2」において、請求権濫用を理由に行政文書公開拒否決定ができるのは、請求が社会通念上相当と認められる範囲を著しく超える場合の例外的な措置である旨を示しています。こうした部分に、鈴木委員からご指摘のあった懸念を払拭するメッセージを込めたつもりではありますが、こうした趣旨をどこまで読み取ってもらえるかという話はあると思いますが、抑制的に働いてしまう印象を与えかねないということであれば、表現を検討する余地はあると思います。

○鈴木委員 もちろん趣旨等はよく分かっているつもりですが、判断要素を掲げた表が分かりやすいだけに、逆に対象文書が大量になってしまうから請求はやめておこう、という方向に働いてしまうのを避けるような配慮があればよいと思います。

○人見会長 ありがとうございます。そもそも、現行の要綱は「不適正な大量請求に対する取扱い要綱」です。これが、「行政文書公開請求権の濫用への対応指針」になるので、外形的にも文書の大量性は出ていません。あくまでも、請求権濫用の1つの要素として文書の大量性があるということなので、県民から見ても、より抑制的ではなくなるのではないかと思います。いずれにせよ、対象文書が大量であることをもって安易に請求権の濫用と判断する、といったことがないように、という重要なお指摘を、各委員からいただいているということかと思います。

○人見会長 他に何かございますか。それでは、多くの重要なお指摘がありましたので、事務局においてはしっかりと受けとめていただければと思います。